

# 県立高校での貸出用端末の貸与希望申請について

## 制度概要

県立高校では、令和4年度入学生から、順次、授業などで使用する端末を個人負担により購入していただきますが、以下の要件に該当し、端末の貸与を希望する場合には、県の貸出用端末を在学中に貸与する制度を設けています。

## 端末貸与対象者

次の全ての要件に該当し、貸出用端末の貸与を希望する者

- (1) 令和4年度に県立高校に入学予定であること
- (2) 次のいずれかの世帯であること

- ① 生活保護(生業扶助)受給世帯
- ② 保護者全員の県民税及び市町村民税所得割額の合計が0円である世帯
- ③ 家計急変による経済的理由から保護者全員の県民税及び市町村民税所得割の合計が0円である世帯に相当すると認められる世帯

※不明な点があれば、お問い合わせください



## 申請に必要な書類

### 【生活保護(生業扶助)受給世帯】

- ① 申請書(同封してあります)
- ② 市町村長が発行する生活保護受給証明書(写)

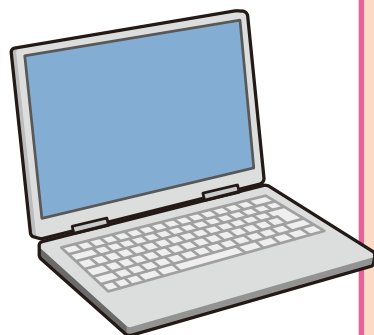
### 【保護者全員の県民税及び市町村民税所得割額の合計が0円である世帯】

- ① 申請書(同封してあります)
- ② 令和3年度の保護者全員の課税証明書(写)

### 【家計急変世帯】

- ① 申請書(同封してあります)
- ② 家計急変の発生事由を証明する書類
- ③ 令和3年度の保護者全員の課税証明書(写)
- ④ 今年の家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類(写)

※保護者全員の証明書は原則として父母2名ならば2名分、1名ならば1名分の書類が必要です。その他の場合については、お問い合わせください。



## 端末貸与に当たっての留意事項等

### ① 貸出用端末の故障

→故障の場合は、県で修理します。ただし、申請者(借受者)の故意又は重大な過失によると認められるときは、現状復旧に要する費用は借受者が負担することになります。

### ② 損害賠償

→貸出用端末の不適切な使用等により第三者に損害を与えた場合は、申請者(借受者)に損害賠償の義務が発生します。

## 申請方法・期日

ご希望の方については、申請書類・添付書類を専用封筒に封入のうえ、令和3年10月8日(金)までに島根県教育庁教育指導課宛て投函をお願いします。

# 貸出用端末についての Q&A

**Q<sub>1</sub> 申請者(借受者)は学年が上がるごとに、延長の申請が必要ですか?**

**A<sub>1</sub>** 3年を1区切りで貸し出しますので、延長の申請は必要ありません。

**Q<sub>2</sub> 貸出用端末を家庭に持ち帰ることはありますか?**

**A<sub>2</sub>** 基本的に毎日持ち帰り、活用していただきます。  
なお、端末の充電については、各家庭でお願いします。



**Q<sub>3</sub> 家庭での通信料は誰が負担するのですか?**

**A<sub>3</sub>** ご家庭で負担をお願いします。なお、ご家庭にWi-Fi機器がない場合は、学校からWi-Fiルーターのみを貸し出しますが、この手続きは、入学後に行っていただきます。ただし、この場合における通信契約は各家庭でお願いします。

**Q<sub>4</sub> 現時点では、県立高校に進学するか、県立高校以外に進学するのかまだ決めていません。どうしたらいいのでしょうか?**

**A<sub>4</sub>** 要件に該当し、貸出用端末を希望される場合は、今回申請手続きをしてください。

**Q<sub>5</sub> 貸出用端末の申請をしていましたが、最終的に県立高校以外に進路変更した場合はどうなりますか?**

**A<sub>5</sub>** 県立高校以外に進学が決まった場合であっても、取り下げなどの手続きは必要ありません。

**Q<sub>6</sub> 申請期限までに、申請するのを忘れていました。どうしたらいいのでしょうか?**

**A<sub>6</sub>** 至急、下記問い合わせ先に連絡をしてください。

**Q<sub>7</sub> 申請期限後に、家計が急変しました。どうしたらいいのでしょうか?**

**A<sub>7</sub>** 至急、下記問い合わせ先に連絡をしてください。

お問い合わせ先

島根県教育庁教育指導課

〒690-8502 松江市殿町1番地

TEL:0852-22-6857

Mail:shidou@pref.shimane.lg.jp

島根県教育庁教育指導課ホームページ

島根県教育庁教育指導課

検索



QRコードからも  
ご覧いただけます